

地方版子ども・子育て会議について

1 子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月公布）の規定

(1) 子ども・子育て支援の円滑な実施に関する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(※)の策定義務

※国の基本指針に即して都道府県が5年を1期として定める子ども・子育て支援の円滑な実施に関する計画。

[計画内容]

- ・ 幼児教育・保育の需要見込量に基づく、幼児教育・保育の確保、内容及び実施時期
- ・ 幼児教育・保育等の人材の確保、資質の向上など

(2) 計画の策定・変更の際し、合議制機関、その他子育て当事者の意見聴取義務

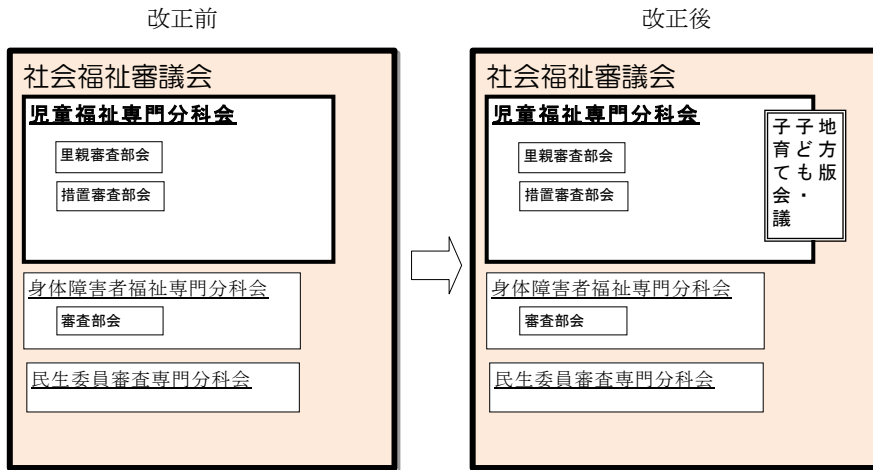
(3) 計画に関し意見を聴く等のため、条例による合議制機関の設置努力義務

⇒ 地方版「子ども・子育て会議」

2 本県の対応

社会福祉法に基づき児童福祉審議会としても位置付けており、子ども・子育て支援に密接に関連する児童福祉に関する事項を調査審議している愛知県社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）を「子ども・子育て会議」とする。（別添のとおり、平成 25 年 6 月議会において、愛知県社会福祉審議会条例を一部改正。）

なお、国は、既存の協議会や審議会の活用を可能としており、児童福祉審議会の活用についても例示している。



3 子ども・子育て会議の内容

愛知県社会福祉審議会は、子ども・子育て支援法に規定する合議制機関として、次の事務を処理する。

- (1) 県子ども・子育て支援事業支援計画の策定又は変更について、意見を述べること。
- (2) 県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等を調査審議すること。

○ 計画策定スケジュール（案）

年月	国	愛知県	市町村
25年 4月	子育て会議の設置 基本指針の策定		
5月	↓		
6月			
7月	↓ 説明会等の開催	社会福祉審議会条例改正 社会福祉審議会 * 子ども・子育て会議設置 * 委員の指名	市町村子ども・子育て会議の設置 ↓
8月		第1回子ども・子育て会議 (概要・趣旨説明) 市町村説明会	
9月		開始 県民意識調査	需要見込量調査開始
10月			
11月			
12月			
26年 1月		市町村ヒアリング ↓	↓
2月		県民意識調査終了	需要見込量調査終了
3月	政省令等の制定	第2回子ども・子育て会議 (需 要量調査状況検討)	需要見込量の確定
4月	説明会等の開催		確保方策の検討
5月			
6月		第3回子ども・子育て会議 (計画素案提示)	市町村支援事業計画骨子の検討
7月			
8月			
9月		第4回子ども・子育て会議 (計画案中間とりまとめ)	市町村事業支援計画の素案検討 中間とりまとめ
10月			
11月			
12月		パプコメの実施	
27年 1月			
2月			
3月		第5回子ども・子育て会議 (計画最終案検討) 県支援事業支援計画の策定	市町村支援事業計画の策定
4月	新計画スタート（予定）		

○ 計画策定年度以外

開催回数 概ね1回程度／年
内 容 計画の進行管理等